

板橋区産前産後支援事業実施要綱

令和6年3月18日 区長決定

(改正 令和6年6月25日決定)

(改正 令和7年3月27日決定)

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠中及び出産後に家事及び育児等の支援を必要とする家庭に対し、一定の期間、支援を行う者（以下「支援者」という。）が訪問し、必要な支援を行うことにより、養育者の育児疲れや養育不安の軽減を図ることを目的として実施する板橋区産前産後支援事業について、必要な事項を定める。

(産前産後支援事業)

第2条 この事業は、産前産後における母子等に対する支援に関する専門的な知識を有する者が居宅等を訪問し、心身のケア、家事及び育児の支援その他必要な支援を行うサービスを提供する事業とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家事支援 食事の準備、食材・生活必需品等の近所への買い物、衣類の洗濯、居室の簡易な掃除、整理整頓等、家庭において日常的に行う範囲内の家事をいう。
- (2) 育児支援 兄弟姉妹を含む児童の見守り、授乳・食事の介助、沐浴・入浴、おむつ替え、着替え、保育園等への送迎等をいう。
- (3) 要支援家庭 子ども家庭総合支援センターに係属している家庭のうち、板橋区（以下「区」という。）が特に支援が必要であると判断し、区が主導してこの事業を利用させる家庭をいう。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、区内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 妊娠中（母子健康手帳の取得以降）の者
- (2) 生後6か月未満の児童と同居する保護者
- (3) 流産又は死産した日から起算して6か月未満で、体調不良により家事等が困難な者
- (4) 第13条に規定する要支援家庭に該当する者
- (5) その他区長が特に必要であると認めた者

2 区長は、前項の規定にかかわらず、この事業の対象となる家庭が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援者を派遣しないことができる。

- (1) 利用対象者又は同居する家族が感染症に罹患しているとき又はそのおそれがあるとき
- (2) 支援者に対して暴行、脅迫等の非行があったとき又はそのおそれがあるとき
- (3) この事業の趣旨を逸脱した利用があったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援者がサービスを行うにあたり支障があると認められるとき

(事業の内容)

第5条 この事業は、支援者が原則として利用対象者の居宅等を訪問し、以下の各号のサービスを実施する。

- (1) 育児相談
- (2) 産前・産後の母親の心身相談
- (3) 産後プランニング
- (4) 通院等への付き添い
- (5) 家事支援
- (6) 育児支援
- (7) その他区長が認めた支援

2 支援者が行う支援の範囲は、利用対象家庭の生活に必要なもののうち、直接的、かつ、日常的なものに限るものとし、次に掲げるサービスは行わないものとする。

- (1) 来客対応、自家用車の洗車等、支援者が利用者に代わって行うことが適当でないと判断されるもの
- (2) 草むしり、草木の水やり、犬の散歩その他のペットの世話等、支援者が行わなくても日常生活に支障がないと判断されるもの
- (3) 家具・電気器具等の移動、引っ越し作業、修繕、大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ、季節行事・冠婚葬祭等のために特別な手間をかけて行う調理等、その他日常的に行われる家事の範囲を超えるもの
- (4) その他、支援内容として適当でないと区長が認めたもの
(事業委託)

第6条 区長は、この事業を、当該サービスを提供するために必要な知識及び技術を有する支援者の派遣が可能な事業者に委託して実施する。

(利用時間、利用上限時間数、利用可能時間)

第7条 この事業の利用時間、利用上限時間数及び利用可能時間については次項から第4項までに定めるとおりとする。

2 利用は1日1回とし、利用時間は1回2時間、3時間又は4時間とする。

3 利用上限時間数は次の各号のとおりとする。ただし、区長が特に必要であると認める場合は、利用上限を超えて利用可能とする。

- (1) 単胎妊娠の場合 30時間まで
- (2) 多胎妊娠の場合 60時間まで
- (3) 流産し、又は死産した場合 30時間まで

4 利用可能時間は、12月29日から1月3日までを除く、月曜日から日曜日までの午前9時から午後8時までとする。

5 支援者の訪問時間については、支援者の訪問可能な範囲で利用者と調整し、決定することとする。

(利用者の登録)

第8条 この事業の利用を希望する者は、板橋区産前産後支援事業利用登録申請書（別記第1号様式）により、この事業の利用の登録（以下「利用登録」という。）を申請しなければならない。

2 前項の場合において、利用登録を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請者の属する世帯が住民税非課税世帯、就学援助受給世帯又は生活保護受給世帯である場合、

当該申請者の属する世帯全員の所得の状況を証する書類、就学援助を受給していることを証する書類又は生活保護を受給していることを証する書類を添付して区長に申請しなければならない。ただし、区が保有する公簿等による確認が可能であり、申請者がそれに同意する場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3 区長は、前項により利用登録の申請があった場合は、申請者の家庭及び子どもの状況を確認し、利用登録の可否を決定する。

4 区長は、前項により利用登録を決定した場合は、板橋区産前産後支援事業利用登録決定通知書（別記第2号様式）を、利用登録を認めない場合は、板橋区産前産後支援事業利用登録不許可決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用登録の変更）

第9条 前条第4項の規定により利用登録の決定を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該決定を受けたサービスの利用について、その登録内容を変更しようとするときは、板橋区産前産後支援事業利用登録変更申請書（別記第4号様式）により区長へ申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合はその内容を審査し、変更を承認するときは板橋区産前産後支援事業利用登録変更決定通知書（別記第5号様式）を、利用登録変更を認めない場合は、板橋区産前産後支援事業利用登録変更不許可決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用登録の取消し）

第10条 区長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条に規定する利用登録の決定を取消することができる。

（1）申請内容に虚偽があったとき

（2）第4条の要件に該当しなくなったとき

2 区長は、前項の規定により、利用登録の決定を取り消したときは、板橋区産前産後支援事業利用登録決定取消通知書（別記第7号様式）により利用登録者に通知しなければならない。

（利用の申込等）

第11条 利用登録者のうち、訪問支援を受けようとする者は、事業者の指定する方法にて派遣の依頼をしなければならない。この場合において、利用時に、板橋区産前産後支援事業利用登録決定通知書を支援者に提示するものとする。

（利用者負担額）

第12条 利用者負担額は、別表1に定めるとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、区長は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の利用者負担額は利用者が支援者に直接支払うものとする。この場合において、支払方法は原則として、現金または二次元コード決済によるものとする。

3 利用者がこの事業を利用する際に発生する支援者の交通費実費については、利用者が負担するものとする。ただし、支援場所が利用者の居宅等のみの場合は、支援者の交通費実費は利用者の負担としないものとする。

（利用促進枠）

第13条 前条の規定にかかわらず、初回利用から4時間までの利用者負担額を減免する利用促進枠を設けるものとし、利用促進枠の利用者負担額は別表2に定めるとおりとする。

ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに利用登録をした者で、利用上限時間数に残時間がある者については、当該残時間又は 4 時間のいずれか少ない時間数を上限に利用促進枠を適用できることとする。

(要支援家庭)

第 14 条 第 3 条の定義による要支援家庭としてこの事業を利用させることを区が決定した家庭についての取り扱いは、次項及び第 3 項のとおりとする。

2 区は、要支援家庭に対する支援計画（利用期間、利用頻度、支援内容及び利用者負担額等を定めたものをいう。）を作成し、区と支援者とで対面等による打合せを行う。

3 支援者は、前項に定める支援計画に沿って支援を実施し、別記第 8 号様式により、月ごとに区へ報告を行う。

4 区は、支援者に対し、要支援家庭の支援状況や家庭状況等に関する報告を随時求めることができる。

(利用の取消し)

第 15 条 利用者は、利用を取り消す場合は、支援者に対し、電話やメール等により利用予定日の前日の午後 5 時までに取消しを申し出なければならない。この場合において、利用予定日の前日の午後 5 時を超えて取消しの申し出があった場合は、1 回の取消につき、利用上限時間数から 1 時間を減算するものとする。

(実施上の留意事項)

第 16 条 支援者は、この要綱に定める業務を行うにあたり、利用者の人格を尊重するとともに、当該業務に関して知り得た一切の秘密を他に漏らしてはならず、職を辞した後も同様とする。

2 支援者は、支援を実施した際は、第 14 条の規定による要支援家庭を除き、支援を実施した月ごとに、別記第 9 号様式により区へ報告を行う。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭総合支援センター所長が定める。

付 則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は、令和 6 年 6 月 25 日から施行する。

付 則 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 12 条関係）

利用者負担額

世帯の区分	1 世帯 1 時間あたりの利用単価
生活保護受給世帯	免除
住民税非課税世帯・就学援助受給世帯	650 円
一般世帯	1,300 円

備考

1 世帯の区分の判定にあたっては、4 月から 6 月までの利用については前年度の住民税課税又は非課税の別（以下「住民税課税区分」という。）により、7 月から 3 月までの間の利用については現年度の住民税課税区分により判定する。

2 利用登録申請日から利用日に至るまでの期間で、世帯の区分に変更が生じた場合は、利用者は第 9 条の規定により、利用前に区に利用登録変更の申請を行うものとする。

別表 2（第 13 条関係）

利用促進枠にかかる利用者負担額

世帯の区分	1 世帯 1 時間あたりの利用単価
生活保護受給世帯 住民税非課税世帯 就学援助受給世帯	免除
一般世帯	500 円

板橋区産前産後支援事業利用登録申請書

板橋区産前産後支援事業の利用について、下記のとおり申請します。
なお、利用にあたり次の事項に同意します。

- ①区が申請者及び同一世帯の住民税課税情報等を、区が保有する公簿にて確認することに同意します。
- ②申請書の記載内容に変更があった場合は、直ちに区に届出をします。
- ③申請書にご記入いただいた情報を、区が委託事業者及び支援者へ提供することに同意します。
- ④事業の利用状況等について、委託事業者から区に報告することに同意します。

申請者（妊産婦等）及び家族の状況

フリガナ			
申請者氏名			
生年月日	年 月 日		
住 所	〒		
連絡先			
児童の生年月日 （出産前の場合は 出産予定日）	年 月 日	☐ 出産 ☐ 出産予定 （いずれかにチェックしてください）	
	※出産前のご登録の方は必ずご記入ください		
	・ 母子健康手帳交付年月日（ 年 月 日） ・ 交付番号（No. ） ・ 交付自治体（ 区・市・町・村）		
多胎児（妊娠）の場合は右の□に✓を記入してください。		☐	
世帯状況	当てはまる項目にチェックを付けてください。 ☐ 一般 住民税課税世帯 ☐ 生活保護受給世帯 ☐ 住民税非課税世帯 ☐ 就学援助受給世帯		

※世帯状況が変更になった場合は直ちに区に届け出てください。

※区処理欄	受付日	年 月 日	登録	
	端末確認	未 ・ 済	番号	
	所得区分	☐ 一般 ☐ 生保 ☐ 非課 ☐ 就学	備考	

様

板橋区長

板橋区産前産後支援事業 利用登録決定通知書

年 月 日 付の申請に基づき、下記のとおり産前産後支援事業（産後ドゥーラの利用）の利用登録を決定いたしましたので通知します。

記

利用登録者	利用登録者氏名		
	対象児の生年月日 (または出産予定日)		【登録番号】
利用対象期間 及び利用上限時間数	妊娠中（母子健康手帳の取得後）から生後6か月未満（生後6か月の誕生日の前日まで）の期間に最大30時間利用することができます。 ※多胎（ふたごやみつご）児（妊娠）の場合は、最大60時間利用することができます。		
利用可能時間	午前9時から午後8時まで（年末年始 12/29～1/3を除く） 1回につき2時間以上、1時間単位で4時間まで利用できます。		
援助内容	○日常的な簡単な家事（食事の支度・片付け、食材などの買物、掃除・洗濯など） ○授乳の手伝い ○おむつ交換・着替え ○沐浴 ○通院等の付き添い ○きょうだいのお世話や徒歩圏内の保育園等への送迎 ○育児相談・助言 ○産後における生活設計の相談 など		
利用申込	区の委託事業者である「松が丘助産院」のホームページから、希望する産後ドゥーラを選択し、サポートの依頼をしてください。 申し込みは、以下からアクセスしてください。 https://matsugaoka-sango.com/itabashi_doula/ 		
費用負担額	1時間あたり1,300円（住民税非課税世帯・就学援助受給世帯 半額、生活保護受給世帯 免除） 【初回から4時間までの利用料：1時間あたり500円（住民税非課税世帯・就学援助受給世帯・生活保護受給世帯は無料）】 （注1）通院同行などで交通費等実費が別途発生する場合は、実費分について、利用料と合わせて訪問する産後ドゥーラへ直接お支払いください。 （注2）キャンセル・変更について キャンセル・変更については、利用予定日の前日の午後5時までに、直接訪問予定の産後ドゥーラに電話等でご連絡をお願いいたします。利用予定日の前日の午後5時を過ぎてからご連絡いただいた場合は、1時間利用したものとし、利用上限時間数から減算させていただきます。		

様

板橋区長

板橋区産前産後支援事業利用登録不許可決定通知書

年 月 日付で申請のあった産前産後支援事業の利用登録については、下記の理由により登録できないため通知します。

記

理由

（宛先）板橋区長

板橋区産前産後支援事業利用登録変更申請書

板橋区産前産後支援事業の利用登録内容について、下記のとおり変更を申請します。

記

- 1 申請者
- 住所
- 氏名
- 電話番号

2 変更事項

項 目	変更前 (現在の登録内容)	変更後
氏 名		
住 所		
電 話 番 号		
児童の生年月日		
世 帯 状 況	☐ 一般 住民税課税世帯 ☐ 住民税非課税世帯 ☐ 就学援助受給世帯 ☐ 生活保護受給世帯	☐ 一般 住民税課税世帯 ☐ 住民税非課税世帯 ☐ 就学援助受給世帯 ☐ 生活保護受給世帯
そ の 他		

3 変更理由

※区処理欄	受付日	年 月 日	備考	
	端末確認	未 ・ 済		

様

板橋区長

板橋区産前産後支援事業 利用登録変更決定通知書

年 月 日 付の申請に基づき、下記のとおり産前産後支援事業（産後ドゥーラの利用）の利用登録内容の変更を決定いたしましたので通知します。

記

利用登録者	利用登録者氏名		
	対象児の生年月日 (または出産予定日)		【登録番号】
利用登録変更内容			

様

板橋区長

板橋区産前産後支援事業利用登録変更不許可決定通知書

年 月 日付で申請のあった産前産後支援事業の利用登録については、下記の理由により変更できませんので通知します。

記

理由

様

板橋区長

板橋区産前産後支援事業利用登録決定取消通知書

年 月 日付で利用登録の決定をした産前産後支援事業について、下記の理由により利用登録の取消しを決定したので、板橋区産前産後支援事業実施要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

1 取消し年月日 年 月 日

2 取消し理由

年 月分

板橋区産前産後支援事業報告書（要支援）

登録番号		申請者氏名		支援者氏名	
決定時間数	時間	児 童 氏 名			

日 付	サービス計画		計画時間数	サービス提供時間		算定時間数	支援内容	利用者 確認サイン	備 考
	開始時間	終了時間	時 間	開始時間	終了時間	時 間			
／							☐ 育児等の相談 ☐ 産後プランニング ☐ 通院等の同行 ☐ 家事支援 ☐ 育児支援 ☐ その他()		
／							☐ 育児等の相談 ☐ 産後プランニング ☐ 通院等の同行 ☐ 家事支援 ☐ 育児支援 ☐ その他()		
／							☐ 育児等の相談 ☐ 産後プランニング ☐ 通院等の同行 ☐ 家事支援 ☐ 育児支援 ☐ その他()		
／							☐ 育児等の相談 ☐ 産後プランニング ☐ 通院等の同行 ☐ 家事支援 ☐ 育児支援 ☐ その他()		
／							☐ 育児等の相談 ☐ 産後プランニング ☐ 通院等の同行 ☐ 家事支援 ☐ 育児支援 ☐ その他()		
／							☐ 育児等の相談 ☐ 産後プランニング ☐ 通院等の同行 ☐ 家事支援 ☐ 育児支援 ☐ その他()		
合 計			計 画 時間数計			算 定 時間数計			

支援者氏名〔 〕